

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 15 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県大船渡市大船渡町字新田38番地10

氏 名 株式会社中澤組
代表取締役 中澤武義

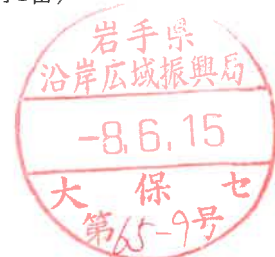
（法人にあたっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0192-27-3420

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

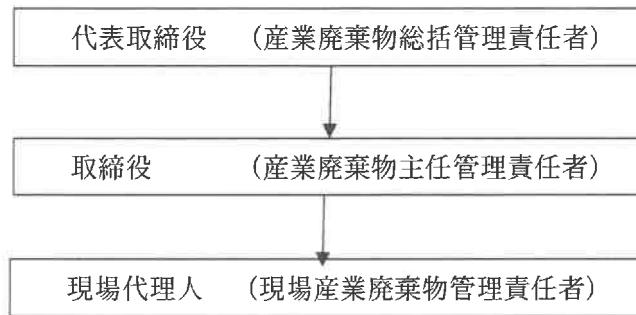
事業場の名称	株式会社中澤組
事業場の所在地	岩手県大船渡市大船渡町字新田38番地10
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	令和7年度 元請完成工事高 ￥345,200,900 （税込み）
③ 従業員数	28名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	アスファルト殻 → 自社又は委託運搬 → 委託処分 コンクリート殻 → 自社又は委託運搬 → 委託処分 建材木材 → 自社又は委託運搬 → 委託処分（焼却）

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の量は、受注する工事内容や工種によるため、具体的に排出抑制計画、取組等の設定はできない。受注工事以外で発生する産業廃棄物については、専門業社売却するなどできる限り、リサイクルするようにする。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状維持		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の種類は工事内容や工種によって異なるが、現場で一時保管する場合はバリケード等で区切りをして産業廃棄物標識をし保管を実施 <u>混在、紛失を防止している。</u>
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	産業廃棄物の再生利用施設をもたないため、再生利用おこなっていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
	産業廃棄物の再生利用施設を持つ計画は無いので、今後も自社での再生利用はおこなわない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	産業廃棄物の中間処理施設を持たないため、自社での中間処理はおこなっていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
	産業廃棄物の中間処理施設を持つ計画は無いので、今後も自社での中間処理はおこなわない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	産業廃棄物の埋立処分又は海洋投棄処分は自社ではおこなっていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	産業廃棄物の埋立処分又は海洋投棄処分はおこなわない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	工事請負の場合、産業廃棄物は全数量を工事発注者の指示が有った場合には種類毎に許可を受けている再生利用業者に委託、処理している。 建設産業廃棄物処分委託契約書作成。 マニフェスト交付。		

(第5面)

②計画	【目標】	別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	再利用できるものを確認して再利用を増やし、産業廃棄物の数量を減らしたい。 建設廃棄物処理委託契約書作成。 マニフェスト交付 処理委託のマニフェスト伝票の照合をする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。
中
間
量
行
収
あ
へ
と
の
入

(産業廃棄物の種類： 全体)

有償物量

不変物等発生量

② 自ら直接
再生利用する量
t

⑧ 自ら中間処理した後
再生利用する量
t

③ 自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分する量
t

排出量
① 1,026.141 t
510.00

数値は、
上段：前年度実績値

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫ 1,026.14 t
510.00

⑨ 自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量
t

⑥ 自ら中間処理した
後の残さ
t

④ 自ら中間処理
する量
t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬ 1,026.14 t
510.00

⑦ 自ら中間処理によ
り減量した量
t

⑤ ④のうち熱回収
を行う量
t

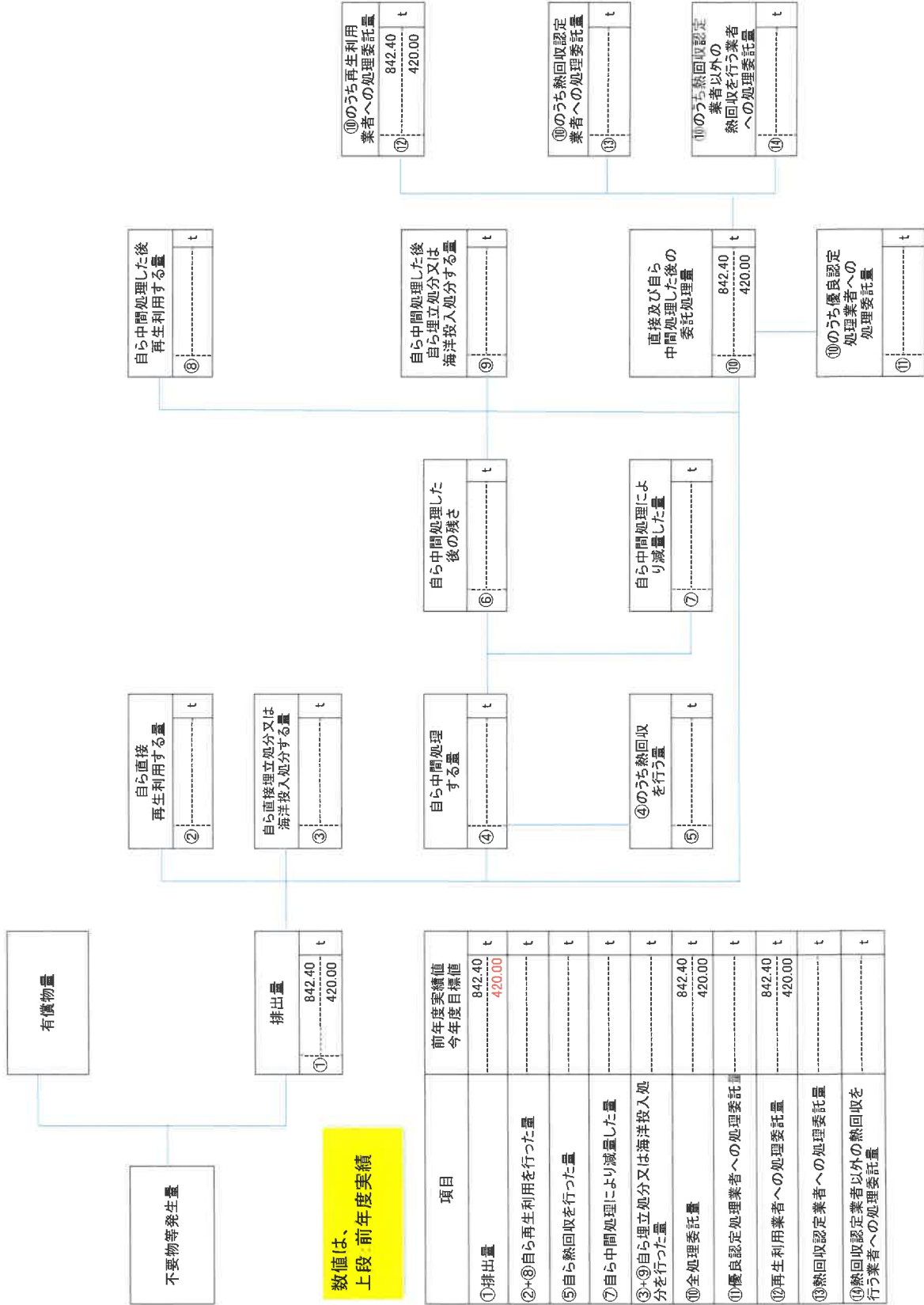
⑩ 直接及び自ら
中間処理した後の
委託処理量
⑩ 1,026.14 t
510.00

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭ t

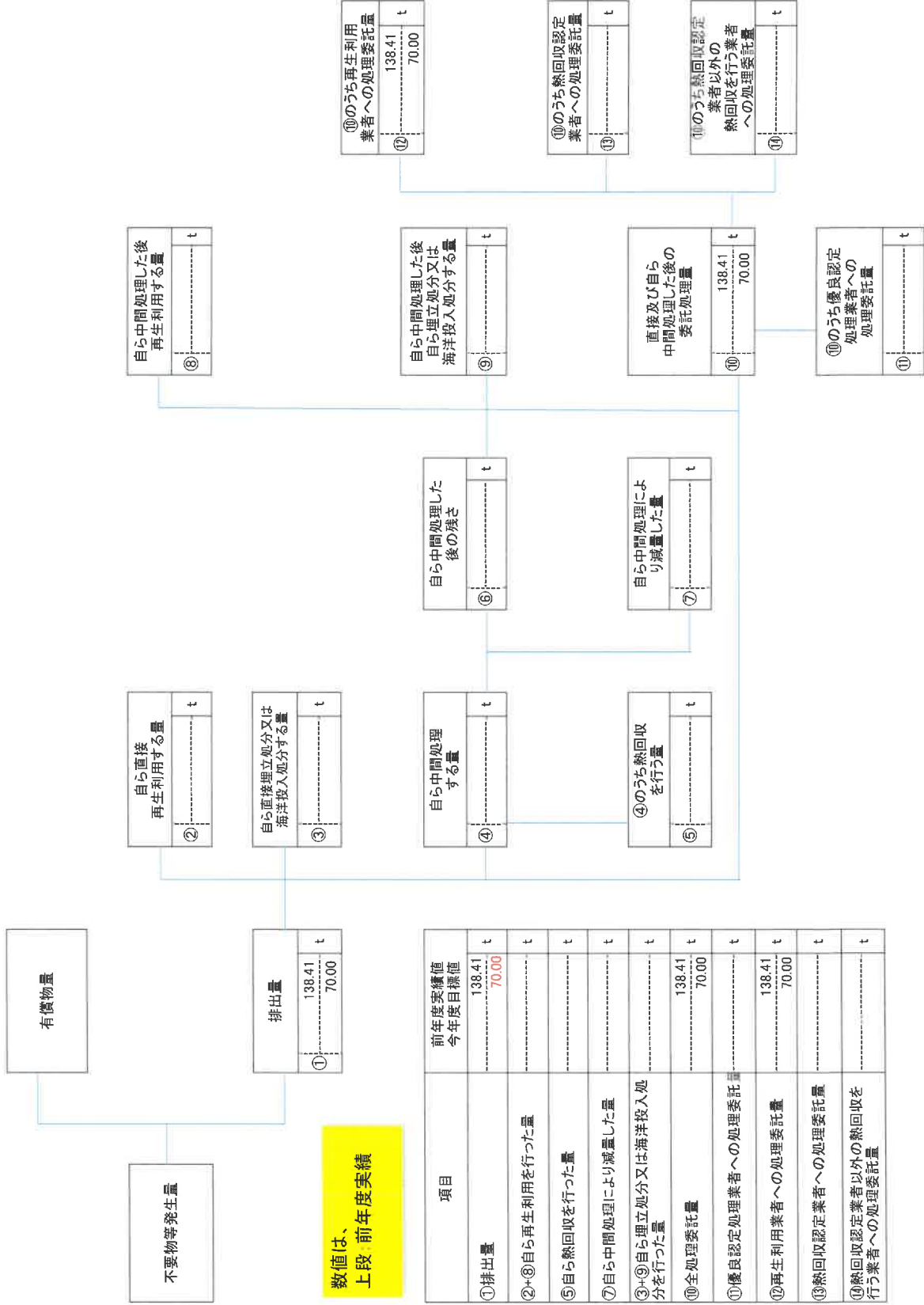
⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ t

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	1,026.14 t 510.00
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	1,026.14 t 510.00
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	1,026.14 t 510.00
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(産業廃棄物の種類：コンクリート殻)



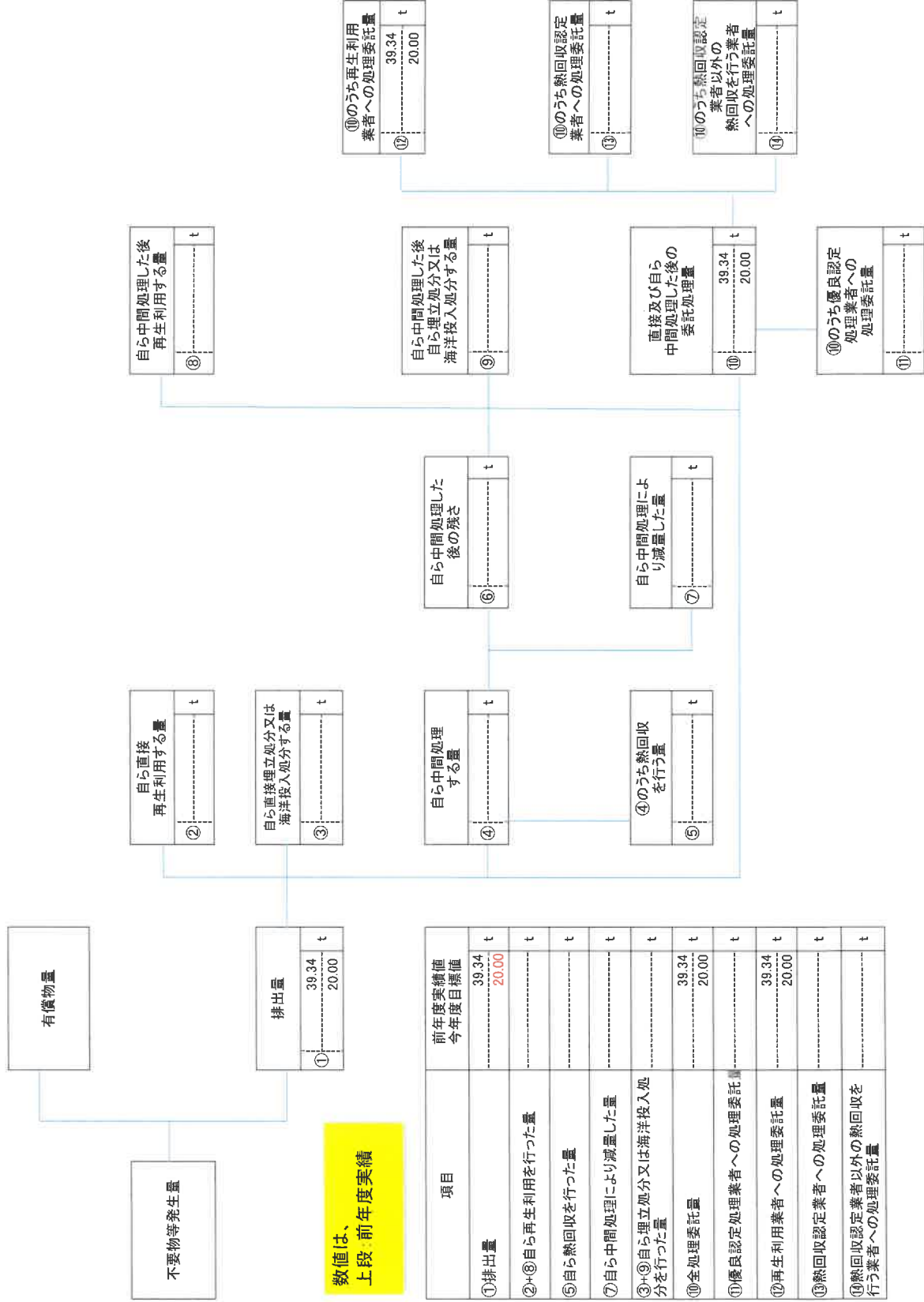
(産業廃棄物の種類: アスファルト殻)



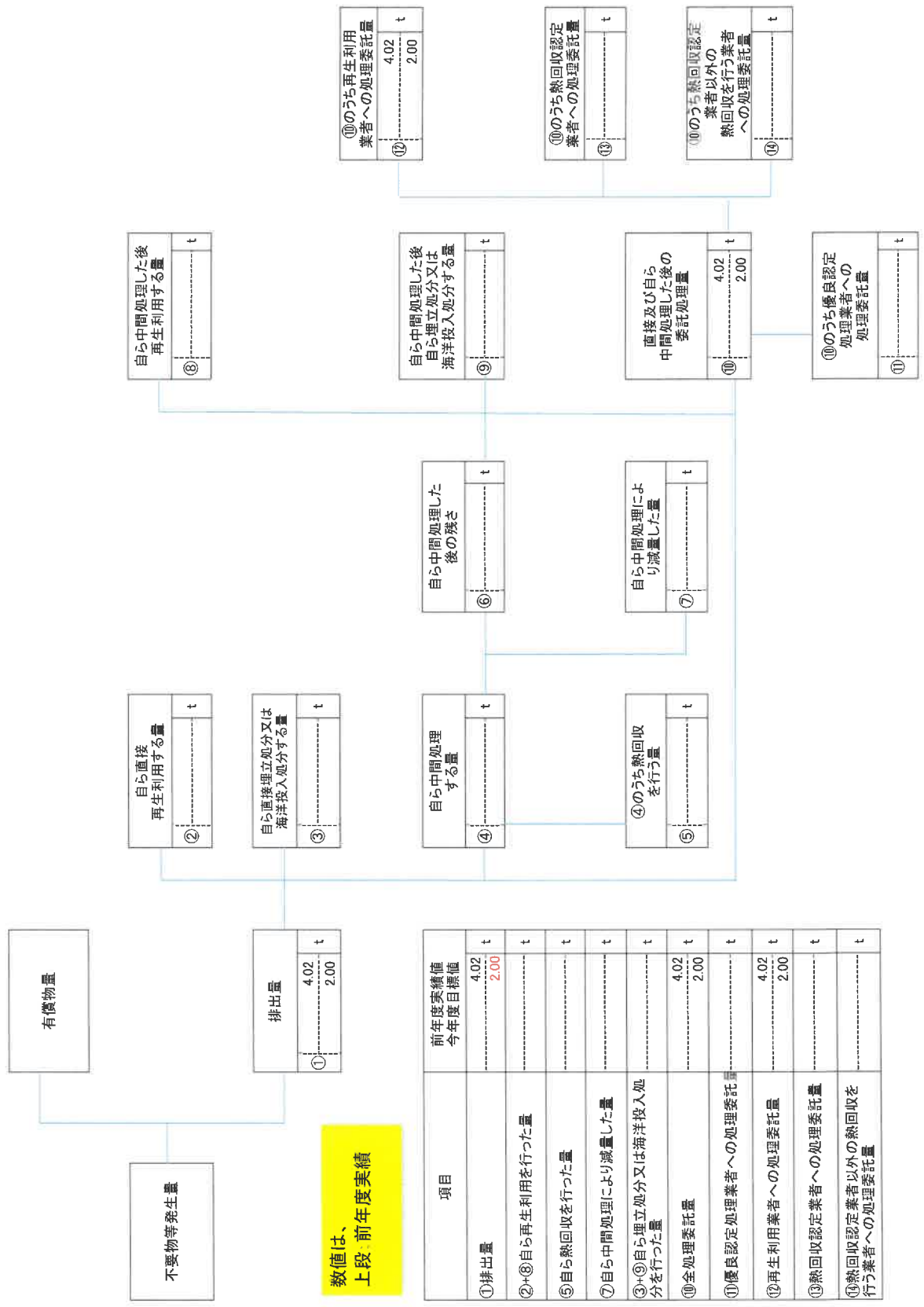
(産業廃棄物の種類:

木くず

)



(産業廃棄物の種類： 建設汚泥)



(産業廃棄物の種類:

金属くず)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用する量	t
②	

自ら中間処理した後 再生利用する量	t
⑧	

排出量	0.32 0.16	t
①		

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分する量	t
③	

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量	t
⑨	

数値は、
上段: 前年度実績

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	0.32 0.16	t
⑫		

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	0.32 0.16
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	0.32 0.16
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.32 0.16
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

自ら中間処理した 後の残さ	t
⑥	

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量	t
⑨	

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	t
⑬	

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	t
⑬	

自ら中間処理によ り減量した量	t
⑦	

直接及び自ら 中間処理した後の 委託処理量	0.32 0.16	t
⑩		

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	t
⑭	

⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	t
⑪	

(産業廃棄物の種類: それ以外)

